令和4年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年2月24日(木)午後1時30分から1時47分
- 2. 開催場所 横瀬町活性化センター
- 3. 出席委員(10人)

会長	2番	町	田	恒	夫
会長職務代理者	7番	富	田	哲	夫
農業委員	3番	町	田	幸	広
	4番	町	田		多
	5番	佐	野	貞	行
	6番	小	室	寿	徳
	8番	小	泉	茂	樹
	10番	武	藤	量	司
農地利用最適化推進委員	第1	亚	沼	敏	明
	第 2	荒	舩	敏	明

4. 欠席委員(2人)

9番若林想一郎第3石黒夢積

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長大畑 忠 雄書記小俣 敏 孝長嶋 昭 浩

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、総会開会をしたいと思います。よろ しくお願いします。

氷柱の件をちょっと申し上げますと、今日までに7万5,000人の方がおいでになっているということで、課長ともちょっと話しをしたのですが、コロナ禍がなければ、恐らく12万、13万人ぐらいいったのではないかなと、こんなふうに思うわけですけれども、この経済効果たるや、横瀬に限らず、秩父地域全体です。あるいは国道299号だとか140号沿いだとか、そこも相当な経済効果が反映しているのではないかなというふうに思われるわけでございます。

それでは、早速ですけれども、始めたいと思います。本日、9番の若林 想一郎委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は8名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回農業委員会を開会いたします。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員からも欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、武藤量司委員、3番、町田幸広委員、両名にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

議案第2号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑及び田、現況地目は畑で、計画面積は481平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、神奈川県及び埼玉県伊奈町在住の方で、譲受人の兄弟であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。 申請地の場所は、この地図の上方にあります丸で示した場所になります。 具体的な場所ですが、芦ヶ久保、山の花道の南西、約400メートルのところ が申請地になります。

この農地につきましては、相続の際に兄弟で分割したものの、以前から 町内に住む譲受人が農地として管理をしており、今回兄弟間で相談した結 果、町内に住む譲受人に集積し、自己の所有する農地と併せて、今後も農 地として適切に管理していきたいとの申請でございます。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部 効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められる か、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従 事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農 地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、 取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるか どうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、 取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、 周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が あるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明ですが、担当委員の石黒推進委員が欠席のため 省略し、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いいたします。

町 田 委 員 この土地に関しましては、2月18日に調査を行いました。現地調査を行って、現況確認をしたのですが、適切に管理をされております。そして、事務局からの説明もありましたけれども、兄弟からの譲り受けということですので、○○さんが今までずっと管理をして、そしてこれからも引き続き管理をしていくということでございますので、適切な管理ができることと私も思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の所見を終了いたします。 続いて、質疑に移ります。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第2号につきまして、許可することに賛成 の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

日程第4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで、会議規則第11条の規定により、6番、小室委員の退席をお願いします。

[6番 小室寿徳委員退席]

議 長 続きまして、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明いたします。

議案第3号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台 帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は5,696平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、5ページ目、6ページ目にございます案内図2及び案内図3の中で図示した場所になります。案内図2で番号①、案内図3で番号②から⑦の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認していただきたいと思います。

なお、案内図に記載した①から⑦までの番号は、議案書の備考欄に記載 した番号と対応しております。

議案書に戻りまして、申請人について説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のため活動している一般社団法人です。

なお、譲渡人については、所有者、相続権者含め7名いらっしゃいますが、後ほど筆ごとに説明いたします。

申請理由は、案内図番号①は、シバザクラ開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として、案内図番号②から⑦は、シバザクラ開花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとの申請でございます。権利の種類は、7筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、筆ごとに説明いたします。案内図番号①の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,697平方メートルのうち392平方メートルの申請です。譲渡人は町内在住の方1名です。

案内図番号②の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は 1,798平方メートルです。譲渡人は町内在住の方1名です。

案内図番号③、④、⑤の農地は、3筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方と秩父市在住の方の2名です。

案内図番号⑥と⑦の農地は、2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に在住する3名です。

今回一時転用申請した農地5,696平方メートルと農地以外の臨時駐車場を含めた全体の計画面積は1万3,868平方メートルとなっております。

農地の区分についてですが、案内図番号①の農地は、300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。そのほかの案内図番号②から⑦の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒舩推進委員、お願いいたします。

荒舩推進委員 農地利用最適化推進委員の荒舩です。ただいま上程されました議案第3

号番号1、農地法第5条許可申請に関する件につきまして、申請書並びに 添付書類を精査し、去る19日に10時から現地調査を実施しましたので、所 見を述べさせていただきます。

本来なら地区担当者の農業委員として同行して調査をするところですが、添付されている本件申請の社団法人の履歴事項全部証明書に記載されているとおり、役員理事であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与制限に該当すると思いますので、同人と協議し、推進委員として、また本来なら事務局にお願いして現地調査するべきところですが、事務局においても上程案の趣旨説明をすることから、委員皆様へ1案件に対する重複した所見が述べられることも割愛させていただき、担当で実施しましたこと、ご理解をお願いいたします。

なお、先ほど事務局から農地法第5条の許可申請について説明がありましたとおり、この上程案は、秩父地域観光の恒例事業で、毎年実施される 羊山公園をメイン会場としたシバザクラの開花時期に、多く観光客が見込まれることから、交通渋滞対策として、農地地権者7人から7筆の農地を借り入れて、7か所に臨時駐車場を設けて、約2か月間、開設する事業計画で、昨年の事業計画より2分の1ほど減少した事業計画で、毎年の恒例事業であることから、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆さんのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

続いて、補助委員の説明をお願いするところでございますが、6番、小 室委員が退席中につきまして、説明を省略いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に移ります。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第3号につきまして、許可相当とすること に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定

をいたしました。

小室委員の入室をお願いいたします。

[6番 小室寿徳委員入室]

事務局 6番、小室委員に報告申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第3号につきましては、全員賛成により、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。会議中の発言に際しましては、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午後 1時47分)